

チーム学校運営の推進等に関する法律案概要 (チーム学校推進法)

総則

目的

家庭及び地域を取り巻く環境の変化 → 学校が直面する諸課題が複雑化



チーム学校運営推進等施策

- ①学校の教職員等がそれぞれの専門的な知識又は技能を活用しつつ、チームとして連携し、及び協働して行う学校運営(チーム学校運営)を推進するための施策
- ②学校の教職員等と学校の関係者等との連携及び協働を推進するための施策
- ③その他の学校が直面する諸課題に対応するために必要な施策

に関し、基本理念等を定めることにより、チーム学校運営推進等施策を総合的かつ効果的に推進

- ⇒
- ・学校教育の水準の維持向上
 - ・学校の関係者等が児童等に対する教育に自主的かつ積極的に取り組む地域社会の実現に寄与

基本理念

- 1 学校の教職員と専門的知識等を有する者が、校長の監督の下に校務を分担してそれぞれの専門的知識・技能を十分に発揮するとともに、連携協働して、教育の充実を図る
- 2 学校運営に多様な主体の協力を得ることが、学校が直面する諸課題に対応するとともに、教育の充実を図るため特に重要であるという認識の下に、学校の教職員等と学校の関係者等との連携協働を促進する
- 3 2の連携協働を通じて、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、自ら学校をめぐる課題に取り組む意欲を高めるようにすることにより、全ての学校の関係者等が教育に自主的かつ積極的に取り組む地域社会の実現に寄与する

国・地方公共団体の責務

学校の教職員等の努力

法制上の措置等

私立の学校の自主性の尊重

について規定

基本的施策

チーム学校運営を推進するための施策

- 1 教員の指導体制の充実のための教員の配置、研修の充実等
- 2 SC・SSWなど専門的知識等を有する者の確保、研修の充実等
- 3 事務職員の役割の見直し、配置、研修の充実等
- 4 校長を補佐する体制の整備、校長・校長を補佐する者の研修の充実等
- 5 ICTを活用した事務の簡素化等

学校の教職員等と学校の関係者等との連携協働のための施策

- 1 学校の教職員等と学校の関係者等との連携協働体制の整備
- 2 学校の関係者等の理解の増進等
- 3 学校施設の整備等
- 4 学校運営協議会の設置の促進等
- 5 学校の関係者等による教育活動の促進に係る取組への支援等

チーム学校運営・学校の教職員等と学校の関係者等との連携協働のためのその他の施策

- 1 校長に対する権限の付与等
- 2 研修等に係る大学等との連携
- 3 教育を担う優れた人材の確保のための処遇の改善等

(公布日より施行)